

## 土木技術職OBによる災害復旧支援に関する協定書

### (趣 旨)

第1条 本協定は、秋田県内における災害復旧が円滑に進むよう、土木技術職OBの協力を得て、秋田県（以下「甲」という。）と一般財団法人秋田県建設・工業技術センター（以下「乙」という。）が連携して被災市町村等を支援するため、当該支援の実施に必要な事項を定めるものである。

### (定 義)

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義はそれぞれ次の各号に定めるところによる。

(1) 土木技術職OB

秋田県建設部の土木技術職の職員であった者

(2) 秋田県災害復旧サポート事業

災害時において、乙が市町村等の要請に応じて、予め登録された土木技術職OBを市町村等に派遣し、市町村等が行う被災状況調査などの災害復旧業務をサポートする事業

### (役割分担)

第3条 乙は、秋田県災害復旧サポート事業（以下「サポート事業」という。）を運営するため、以下の業務を行う。

(1) 秋田県災害復旧サポートエンジニア（以下「エンジニア」という。）の登録、管理

(2) エンジニアに対する資質向上のための研修

(3) エンジニアの派遣要請の受付及びエンジニアの派遣

(4) 派遣先市町村との連絡調整

(5) その他サポート事業を円滑に運用するために必要なこと

2 甲は、乙に対し、サポート事業が効果的に運営されるよう、以下の支援を行う。

(1) サポート制度の県内市町村等への周知

(2) 土木技術職OBに対してエンジニア登録への働きかけ

(3) エンジニアに対する資質向上のための研修

(4) 復旧工法に関する技術的助言

(5) その他サポート事業を円滑に運用するために必要なこと

(担当窓口)

第4条 この協定に関する担当窓口は、甲においては、秋田県建設部河川砂防課とし、乙においては、一般財団法人秋田県建設・工業技術センター企画・支援部とする。

(情報提供)

第5条 乙は、サポート事業の実施状況について、適宜、甲に情報提供する。

2 甲は、市町村から災害復旧に係る支援要請があった場合は、速やかに乙に情報提供する。

(協 議)

第6条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、甲乙協議のうえ定める。

(適 用)

第7条 この協定は、令和2年7月8日から適用する。

2 この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保管する。

令和2年7月8日

甲 秋田県 建設部

部 長

小 林

賢太郎



乙 一般財団法人秋田県建設・工業技術センター

理事長

佐 藤

和 義

